

社会福祉法人賛成福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛成福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等の退職に際しては、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に役員会、評議員会において定めた額を退職功労金として支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職時功労金として、役員会、評議員会において定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第24条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 理事会並びに評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席する場合には、職員給与規定に定める往復の交通費を個々に計算の上で支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定め

る時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 5 条に準じた日とする。
- (2) 退職功労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、役員会、評議員会において決定してから 1 か月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 3 月 20 日改正

令和 2 年 7 月 1 日改正

別表1（常勤役員等の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|--------------|
| 理事長 | 月額 300,000 円 |

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 5,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要
 （定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

(2) 理事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 5,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000 円 |

(3) 監事

| | 日額 |
|-----------------------|------------|
| 理事会、役員会等への出席 | 5,000 円 |
| 監事監査を行った時の報酬(所要日数問わず) | 20,000 円/回 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000 円 |